

一支国



ツクシヤマザクラ (表紙説明は最後のページ)

壱岐振興局農林水産部 壱岐家畜保健衛生所

〒811-5734 長崎県壱岐市芦辺町国分本村触 1385-1

E-mail : s13230@pref.nagasaki.lg.jp

TEL : (0920)45-3031

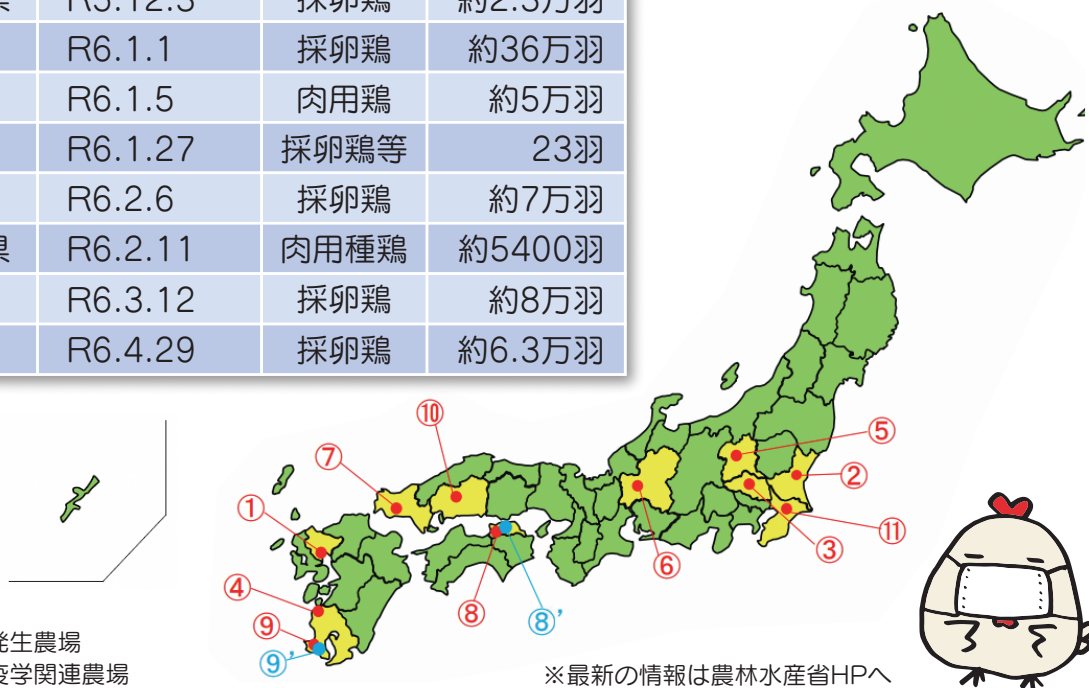
FAX : (0920)45-3386

国内の養鶏場における高病原性鳥インフルエンザの発生状況

No.	都道府県	年月日	用途	飼養羽数 (万羽)
1	佐賀県	R5.11.25	採卵鶏	約4万羽
2	茨城県	R5.11.27	採卵鶏	約7.2万羽
3	埼玉県	R5.11.30	採卵鶏	約4.5万羽
4	鹿児島県	R5.12.3	採卵鶏	約2.3万羽
5	群馬県	R6.1.1	採卵鶏	約36万羽
6	岐阜県	R6.1.5	肉用鶏	約5万羽
7	山口県	R6.1.27	採卵鶏等	23羽
8	香川県	R6.2.6	採卵鶏	約7万羽
9	鹿児島県	R6.2.11	肉用種鶏	約5400羽
10	広島県	R6.3.12	採卵鶏	約8万羽
11	千葉県	R6.4.29	採卵鶏	約6.3万羽

高病原性鳥インフルエンザの
防疫措置の進捗状況

(令和6年4月29日現在)



家きんでの高病原性鳥インフルエンザは、令和5年度シーズン、令和5年11月25日に国内1例目が確認されて以来、10県11事例発生し、約85.6万羽が殺処分の対象となっています（令和6年4月29日現在）。野鳥においても、28道県154事例の確認がなされており（令和6年4月30日現在）、以前として、全国どこでも発生するリスクがあります。また、世界各地では高病原性鳥インフルエンザウイルスのほ乳類への感染事例が散発的に報告されており、本年3月から4月にかけて米国で渡り鳥が感染源とみられる乳牛の感染事例が報告されています。

高病原性鳥インフルエンザ発生防止対策のポイント

1 農場に入る全ての
人・車両・物品の衛生対策

- ・衛生管理区域・家きん舎に立入る際は衛生対策
- ・車両の入場前の洗浄・消毒を欠かさない
- ・物品は原則農場専用とする

2 衛生管理区域・家きん舎ごとに
専用の長靴を着用

- ・農場および家きん舎への入場時は衛生的な長靴にはき替え
- ・農場内では専用の衣服を着用する

3 ウイルスを媒介する
野生動物の侵入防止対策

- ・家きん舎を定期点検して隙間や破損を発見する
- ・防鳥ネット、壁、屋根裏や入気口等の破損を修繕
- ・ネズミ、ハエ等の駆除、野鳥の入る隙間をなくす

アジアにおける口蹄疫の発生状況

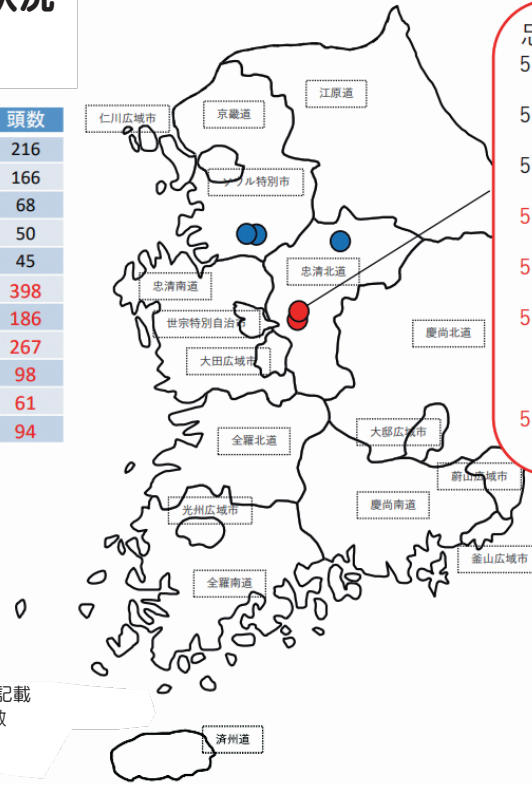
我が国では平成22年4月以降、口蹄疫の発生はありませんが、韓国、北朝鮮、中国等のアジア周辺国では発生が見られます。現在、インバウンド客の回復により国内への侵入リスクは益々高くなっています。引き続き飼養衛生管理の徹底と、特定症状の早期発見の強化による防疫対策に努めましょう。

◆韓国における口蹄疫の状況 (2023年5月以降)

	発生日	場所	動物種	頭数
1	'23/5/10	忠北 清州市	牛	216
2	'23/5/10	忠北 清州市	牛	166
3	'23/5/10	忠北 清州市	牛	68
4	'23/5/11	忠北 清州市	牛	50
5	'23/5/12	忠北 清州市	牛	45
6	'23/5/14	忠北 曾坪郡	牛	398
7	'23/5/15	忠北 清州市	牛	186
8	'23/5/16	忠北 清州市	牛	267
9	'23/5/16	忠北 曾坪郡	牛	98
10	'23/5/16	忠北 清州市	山羊	61
11	'23/5/18	忠北 清州市	牛	94

● : 2023年発生地点
● : 2019年発生地点 (参考)

注：日付はOIE報告の発生日
ただし、OIE未報告の場合は韓国当局公表日
(疑い又は確定)とし、件数の後に※マークを記載
頭数は当該農場で飼養されている感受性動物数



忠清北道 (11件)
5月10日 (確定日は11日)
清州市 牛：3件 (O型)
5月11日
清州市 牛：1件 (O型)
5月12日
清州市 牛：1件 (O型)
5月14日
曾坪郡 牛：1件 (O型)
5月15日
清州市 牛：1件 (O型)
5月16日
清州市 牛：1件 (O型)
山羊：1件 (O型)
曾坪郡 牛：1件 (O型)
5月18日
清州市 牛：1件 (O型)

2023年5月22日 (13:30) 時点
農林水産省動物衛生課

出典：韓国農林畜産食品部
OIE

牛海綿状脳症(BSE)の検査対象牛の変更について

令和6年4月1日より、「牛海綿状脳症に関する特定家畜伝染病防疫指針」が一部改正され、牛海綿状脳症 (BSE) の検査対象牛が下記のとおり変更されました。



	令和5年度まで	令和6年4月から
特定症状 ^{*1} を呈する牛	全月齢	全月齢
起立不能、歩行困難牛	48か月齢以上	全月齢のBSEが否定できない 症状 ^{*2} を呈する牛
一般的な死亡牛	96か月齢以上	検査は実施しない

^{*1}興奮しやすい、音・光に対する過敏な反応等の行動異常

^{*2}治療の効果が期待できない進行性の犬座姿勢、異常歩様、起立不能等の症状
(感染症、代謝性、外傷性等の一般的な理由で説明できるものを除く)

不明な点は家畜保健衛生所までお問い合わせください。

牛異常産ワクチンを接種しましょう

昨年6月～11月に実施したアルボウイルス（蚊やヌカカなどの吸血昆虫によって媒介されるウイルス）動態調査において、壱岐家保管内では牛流行熱やアカバネ病など8種類※の関連ウイルスの動きは確認されませんでした。

このことから、壱岐島内で被検ウイルスによる体型異常などの牛異常産が発生する可能性は低いと考えられますが、県内の他の地域では、イバラキウイルスやディアギュラウイルス等の動きがみられていることから、死流産や体型異常を呈する子牛の産出が認められた場合には、当所まで連絡をお願いします。

また、島内における過去3年間の調査において、これらウイルスの動きが確認されておらず、飼養牛の抗体保有率は低下していると推察され、感染リスクは高まっていると考えられます。ウイルスを媒介する吸血昆虫の活動は初夏から徐々に活発になることから、4～5月頃までに母牛への牛異常産ワクチンの接種を行いましょう。

※アカバネ、アイノ、チュウザン、牛流行熱、イバラキ、ピートン、ディアギュラ及びシャモンダウイルス



不正流通や血統矛盾を防止するために徹底しましょう

精液・受精卵と証明書の一体的な取扱い

- ✓ 精液・受精卵の譲渡・使用には正しい証明書が必要です。このため、
- ① 容器と証明書の記載内容が一致するよう適切に区分管理をしてください。
- ② 証明書の記載事項（譲渡・経由の確認欄を含む）は正しく記載してください。
- ③ 精液・受精卵のみ又は証明書のみでの譲渡はできません。
- ④ 精液・受精卵の保管場所を施錠する等盗難防止措置を講じてください。

家畜人工授精簿の適切な記載・保存

- ✓ 家畜の改良増殖には血統の正確な記録が必要です。
- ① 家畜人工授精、受精卵移植を行った際は、遅滞なくかつ正確に家畜人工授精簿へ記載し、5年間保存してください。
- ② 授精証明書発行前の使用済みの精液証明書、ストローは家畜人工授精簿に添付するなど、速やかに照合できるように保管してください。

授精証明書・移植証明書の適切な交付

- ✓ 授精証明書・移植証明書は産子の登記等に必要で重要な証明書です。
- ① 家畜人工授精等へは実際に使用した精液等の証明書を適切に貼り付けてください。
- ② 交付した写しを5年間保管してください。

第0000号	授精証明書
精液証明書番号第0001号	
露ヶ関	
精液を注入した雌牛:かすみ	
.....	
精液注入年月日:R3.10.2	
獣医師(家畜人工授精師)	
第0001号	
精液証明書	
.....	
名号:〇〇忠	
.....	
採取年月日:R2.10.2	
.....	
〇〇タダ R2.10.2	

・精液証明書等の裏面が確認できるように貼り付けてください。

・容器と証明書の記載内容が一致しているか確認してください。

飼養衛生管理基準の遵守について

飼養衛生管理基準の遵守は、家畜所有者の義務として家畜伝染病予防法に規定されています。飼養衛生管理基準を遵守することで、口蹄疫や鳥インフルエンザ等の家畜伝染病はもちろん、肺炎等の呼吸器疾患や下痢等の消化器疾患も予防することができ、生産性の向上が期待できます。

管内では、香岐地区飼養衛生管理指導強化推進協議会を設立し関係団体との協働による遵守指導を行い、これら関係者はもちろんのこと、各家畜所有者の遵守意識も高くなり、自分の農場は自分で守るとの意識のもと遵守徹底に努められています。

参考例として、管内での取組み事例をご紹介します。引き続き重点7項目の遵守をお願いします。

実践7項目（農場出入時の対策）の再確認

① 立ち入り台帳への記入

② 農場入場時の手指消毒等

③ 農場入場時の長靴の消毒

④ 衣服の消毒

⑤ 車両の消毒

⑥ 農場退場時の手指消毒

⑦ 農場退場時の長靴の消毒



農場入口に手指の消毒薬
農場専用の長靴を設置



畜舎入口に
立入記録簿を設置



車両のタイヤ全体を消毒できるよう幅広く
消石灰を散布された衛生管理区域の出入口

死亡した家畜は適正な処理と報告を行いましょう

死亡した家畜の処理は「化製場等に関する法律」及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に従い、適正に処理することが家畜所有者に義務付けられています。また、牛の死亡については牛トレーサビリティ制度に基づく異動（死亡）報告が義務となります。死亡した家畜は、死亡一時保管施設に搬送したり、化製処理場に依頼するなどして、適正な処理を行うとともに死亡した場合、適切に報告することをお願いします。

- ① 死亡した家畜を、自家所有地で埋却・焼却や放置することは法律違反になります。
- ② 許可を取得していない施設で家畜の死体を堆肥化することも違反となります。
- ③ 牛が死亡したときは、遅滞なく農協及び共済へ死亡報告を行ってください。

《令和6年度》

職員紹介

4月からの新体制図です。よろしくお願いします。



殿川 剛

農林水産部 副部長
(吉岐家畜保健衛生所長)

衛生課

衛生班



転入

藤井 猪一郎
(課長)



堀川 朝広
(主任技師)



転入

中村 有希
(獣医師)



山本 和利
(獣医師)
(会計年度任用職員)



長戸 洋子
(会計年度任用職員)

島原の県南家畜保健衛生所から転入してきました。吉岐勤務は、初めてですが、対馬勤務時には何度か訪れており、愛着を感じているところです。一生懸命に頑張りますので、よろしくお願いいたします。(藤井)

島原の県南家畜保健衛生所から転入してきました、中村有希と申します。吉岐は大学生の時にインターンシップで来て以来、4年ぶりです。県南では主に酪農を担当しており、肉用牛に関して至らない点が多々あるかもしれませんが、吉岐の畜産振興に役立てるよう、日々尽力します。どうぞよろしくお願いいたします。(中村)

お世話になりました



◆久住 毅
⇒退職



◆中島 大
⇒中央家畜保健衛生所へ異動

表紙紹介

かしん 花神 Jr.

国分本村触、農業振興普及課の通称：花神の桜の原木を2022年、3～4年生の取り木で育成されたものを、昨年11月に植樹していただきました。あれから半年、きれいな花を咲かせてくれました。また、来年の春が楽しみです。

【命名】吉岐やまざくらの会

【特性】開花期はソメイヨシノと同時期で花も最もポピュラーな品種である。花の一輪一輪は一重咲きで、1枝に着く輪数が多く、満開になると毯状になる。花が散り始める頃には、淡緑茶色の新芽が展開し、散花と同時に葉桜となる。

